

相続ドック NEWS RELEASE 2012.1

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

増税路線へ一直線！今後の税制改正の行方

結局どうなった？11年度改正
消費増税控え「場当たり」改正案
増税一色！「一体改革」素案



昨年12月に2012年度税制改正大綱が閣議決定されましたが、本格的な痛みを伴う「社会保障と税の一体改革」を控え、各所に妥協が入った“場当たりの”改正に。

11年度改正の決定事項



●痛みを伴う抜本改正は先送り！

まずは昨年の改正内容を振り返ってみましょう。改正案では、所得税の給与所得控除縮小や相続税の基礎控除縮小など、富裕層を中心に増税が目白押しでしたが、結局、民主・自民・公明3党が合意した差し障りのない項目だけ成立し、痛みを伴う改正は仕切り直しに。

●証券優遇税制は2年延長！



個人課税では、上場有価証券等の売却益課税について、本則税率20%を10%に軽減する優遇税制が13年末まで2年間延長されました。

また、従来は年金を受給してれば確定申告が必要でしたが、今年からは、年金収入400万

決定済み？審議中？ <税制改正の主要項目>

11年度改正／決定済み



○所得税：証券優遇税制の延長

本則税率20%を10%に軽減する優遇税制を2年延長

◇所得税：年金所得者の申告不要制度の創設

年金収入400万円以下は原則確定申告不要に

○法人税：税率の引き下げ

実効税率を5%引き下げ（法人税率30%→25.5%）
中小企業の軽減税率は18%→15%に

○法人税：雇用促進税制の創設

雇用を10%以上増やすと1人20万円を税額控除

復興税制／決定済み

●所得税：25年間、付加税2.1%

13年1月から25年間、所得税額×2.1%の付加税

●法人税：3年限定、付加税10%

実効税率を5%引き下げた上で（上記11年度改正）、
12年4月から3年間限定で法人税額×10%の付加税

●個人住民税：均等割1,000円増額

14年6月から10年間、均等割を年1,000円増額

○減税
●増税
◇中立

12年度改正法案／審議中

●所得税：給与所得控除の縮小

年収1,500万円超は245万円で頭打ち



●所得税：退職金優遇税制の縮小

在職5年以下の役員等は優遇税制を廃止

○所得税：省エネ住宅ローン控除の拡充

省エネ住宅を対象に、ローン控除の上限を400万円
（一般住宅300万円）に引き上げ

○贈与税：住宅取得資金特例の延長・拡充

親・祖父母からの住宅取得資金贈与の非課税特例を
3年延長、省エネ住宅は非課税枠を上乗せ



○自動車取得税：エコカー減税の延長

燃費基準を見直し、3年延長

○法人税：中小企業投資促進税制の延長・拡充

対象資産を拡大し、2年延長

★社会保障と税の一体改革／素案段階

- 消費税増税：14年4月～8%、15年10月～10%
- 所得税増税：5千万円超の税率40%→45%に
- 相続税増税：基礎控除縮小、最高税率50%→55%



円以下であれば、年金以外の所得が20万円を超えない限り、確定申告不要に。ただし、医療費控除等を受けるには今後も確定申告が必要のため、高齢世帯では結局申告の手間は変わらないのでは？

●中小企業の軽減税率は3%減！



法人税率は現行の30%を25.5%に、800万円以下の所得に適用される「中小企業の軽減税率」は18%から15%に引き下げられます。

また、従業員を10%以上、かつ2人(大企業は5人)以上増やした場合に、増加人数1人あたり20万円を法人税額から控除できる「雇用促進税制」が創設されています。

復興増税の影響は？



●所得税負担増は25年間も！



東日本大震災の復興に充てる「復興債」の償還期間が25年となったことに合わせて、個人の所得税は13年1月から25年間、所得税額に対して2.1%の付加税が課されることに。

負担額を試算すると、夫夫婦2人(子1人は特定扶養親族、1人は16歳未満)の世帯では、年収500万円でも年間1,600円増ですが、年収1,000万円になると同1万4,000円増となり、高所得者層では一気に負担が跳ね上がります。

＜復興増税の所得税負担額(年間)＞

| 年収 | 夫夫婦2人 | 夫夫婦1人 | 単身者 |
|---------|----------|----------|----------|
| 300万円 | 200円 | 900円 | 1,300円 |
| 500万円 | 1,600円 | 2,600円 | 3,400円 |
| 800万円 | 7,000円 | 9,700円 | 11,300円 |
| 1,000万円 | 14,000円 | 16,600円 | 18,200円 |
| 1,500万円 | 37,200円 | 41,500円 | 44,200円 |
| 2,000万円 | 70,100円 | 74,500円 | 77,100円 |
| 3,000万円 | 145,200円 | 150,400円 | 153,600円 |

＜前提条件＞

- 夫夫婦2人：子1人は特定扶養親族、1人は16歳未満
- 夫夫婦1人：子は16歳未満

●法人は減税分と相殺で負担なし！

法人税は、法人税の10%を3年間にわたり付加課税されるものの、11年度改正案による法人税率引き下げを見込むと、実質的に負担増は生じない設計に。

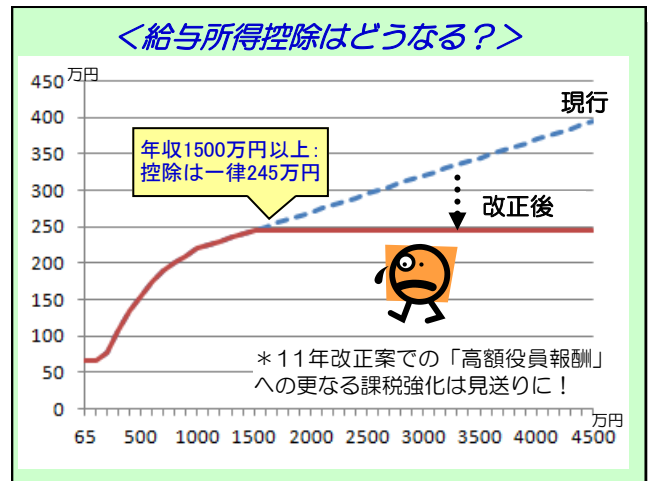
12年度改正案の内容は？



●給与所得控除に上限設定！



給与所得には、概算経費の意味合いで「給与所得控除」が設けられ、収入額に応じて一定額を控除できますが、年収が多いほど控除額が増える現行の仕組みを変更し、年収1,500万円を超えた時点で一律245万円に押さえられることに。

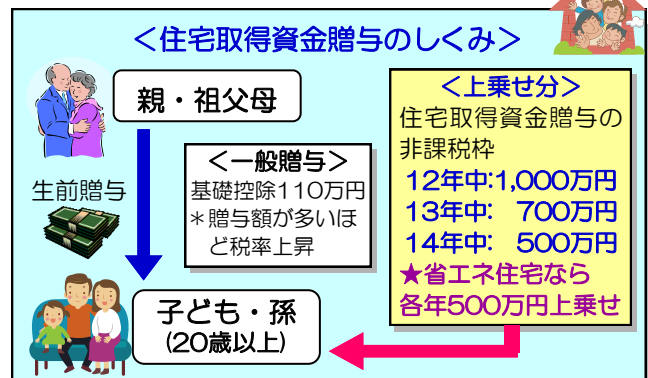


●在職5年以下、退職金優遇廃止！

退職金には、勤続年数に応じた金額を控除した上でその1/2を課税対象とする優遇措置がありますが、在職期間5年以下の役員については、課税対象を1/2とする措置を廃止。国会議員や国家公務員などにも適用され、公務員OBが短期間に再就職を繰り返し、何度も退職金を受け取る「渡り」への対応策を講じたもの。

●住宅取得資金1千万円まで非課税！

両親や祖父母からマイホーム取得資金の援助を受けた場合に、贈与税を非課税とする特例を3年間延長。非課税枠は12年中の贈与なら1千万円、13年は700万円、14年は500万円と徐々に縮小し、前倒しでの利用を促す仕組みに。さらに、省エネや耐震性の高い住宅については、各年の非課税枠が500万円拡大される予定です。



●ローン控除も省エネ優遇！

住宅ローン控除も優遇措置を設定。12年中に自宅を購入する場合、一般の住宅なら10年間で最大300万円を所得税から控除できますが、「認定省エネ住宅」なら同400万円まで控除額が拡大されます。

●エコカーには減税+補助金も！

12年4月末で期限が切れるエコカー減税は、対象車種の燃費基準を現行より厳しくした上で3年間延長されることに。

さらに、エコカー補助金も復活させ、新車購入の際に普通自動車は10万円、軽自動車は5万円の補助金を支給。期間は約1年の予定で、予算がなくなり次第終了となります。

<エコカー減税の軽減率> (自動車取得税)

| 対象車 | 軽減率 |
|----------------------------|--------|
| ハイブリッド車、電気自動車 などの次世代自動車 | 100%免税 |
| 15年度燃費基準より 20%以上低燃費 | 75%軽減 |
| 15年度燃費基準より 10%以上低燃費 | 50%軽減 |
| 15年度燃費基準を達成 | 軽減なし |
| 15年度燃費基準を満たさない | 軽減なし |

●業界配慮も効果のほどは？

住宅取得資金贈与特例は、マイホーム購入層の所得が低迷する中で高齢者の資産を活用して住宅市場を活性化、省エネ住宅優遇も高品質住宅の購入を促進するのがねらいで、いずれも建設・住宅業界に配慮したもの。

エコカー減税・補助金は、民主党の強大な支持基盤である自動車労連の意向を反映し、増税路線の中にあって“聖域”的な扱いに。

減税額以上の経済効果が期待されるようですが、果たして結果はいかに？

●国外資産に調書提出義務付け！

新聞報道などでは簡単に触れられているだけですが、実は大きな影響が予想されるのが、「国外財産支払調書」の創設。5千万円を超える国外財産を保有する個人について、財産の内容や時価などを記載した調書の提出を義務づけ、調書の不提出や虚偽記載には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されるという厳しい内容に。

税制改正の内容は、各省庁からの要望を基に

審議の上法案化されますが、実はこの改正は「要望のない事項」、つまり主務官庁の財務省が独自に挙げてきた項目なのです。財務省は、皆が気づかぬうちに着々と財産捕捉の方策を講じています。“海外を使った財産隠し”は、今後通じなくなると肝に銘じておきましょう。早い話、堂々と海外で資産形成がポイントに！

どうなる？一体改革

●消費税は15年秋から10%に！

政府は年末ギリギリに、消費税増税を柱とする「社会保障と税の一体改革」の素案を決定。消費税率を14年4月から8%、15年10月から10%に引き上げる案が示されました。税率10%になると、年収500～550万円の4人世帯で年間負担増は13万円強、可処分所得に対する負担増分の割合は平均3%に。

<消費税5%引き上げ時の負担額(年間)>

| 年収(万円) | 負担額 | 年収(万円) | 負担額 |
|-------------|----------|-------------|----------|
| 400以上～450未満 | 117,274円 | 750～800 | 164,342円 |
| 450～500 | 125,889円 | 800～900 | 191,844円 |
| 500～550 | 133,214円 | 900～1,000 | 208,960円 |
| 550～600 | 140,462円 | 1,000～1,250 | 226,387円 |
| 600～650 | 156,559円 | 1,250～1,500 | 261,541円 |
| 650～700 | 166,730円 | 1,500以上 | 257,328円 |
| 700～750 | 168,436円 | 全体平均 | 160,005円 |

(注)4人世帯での年間負担金額、総務省の家計調査をもとに第一生命経済研究所・永浜利広氏が試算

●増税が富裕層を狙い撃ち！

消費税増税で低所得者の負担感が増すのに伴い、富裕層の負担を増やすことに。15年1月から課税所得5千万円超の所得税の税率を45%(現行40%)に引き上げ、相続税も基礎控除を縮小(定額分：5千万円→3千万円、法定相続人1人あたり：1千万円→6百万円)して課税範囲を広げる予定。上場株式等の譲渡益課税も14年1月から本則の20%(現行10%)に移行するため、今後は大増税が富裕層を襲う様相になりそうです。

消費税増税は反対論も根強く、相続税改正は11年改正案が野党の反対で実現しなかったこともあり、一体改革の実現も不透明ですが、日本の財政状況では増税は不可避。来るべき“高負担”時代を見据えて、財産の自己防衛対策が益々重要になってきます。